



総務省

デジタルインフラ整備推進事業と 公設光ファイバ設備の民間移行について

令和 7 年 9 月 2 6 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 基盤整備促進課

デジタルインフラ整備推進事業

デジタルインフラ整備推進事業のイメージ

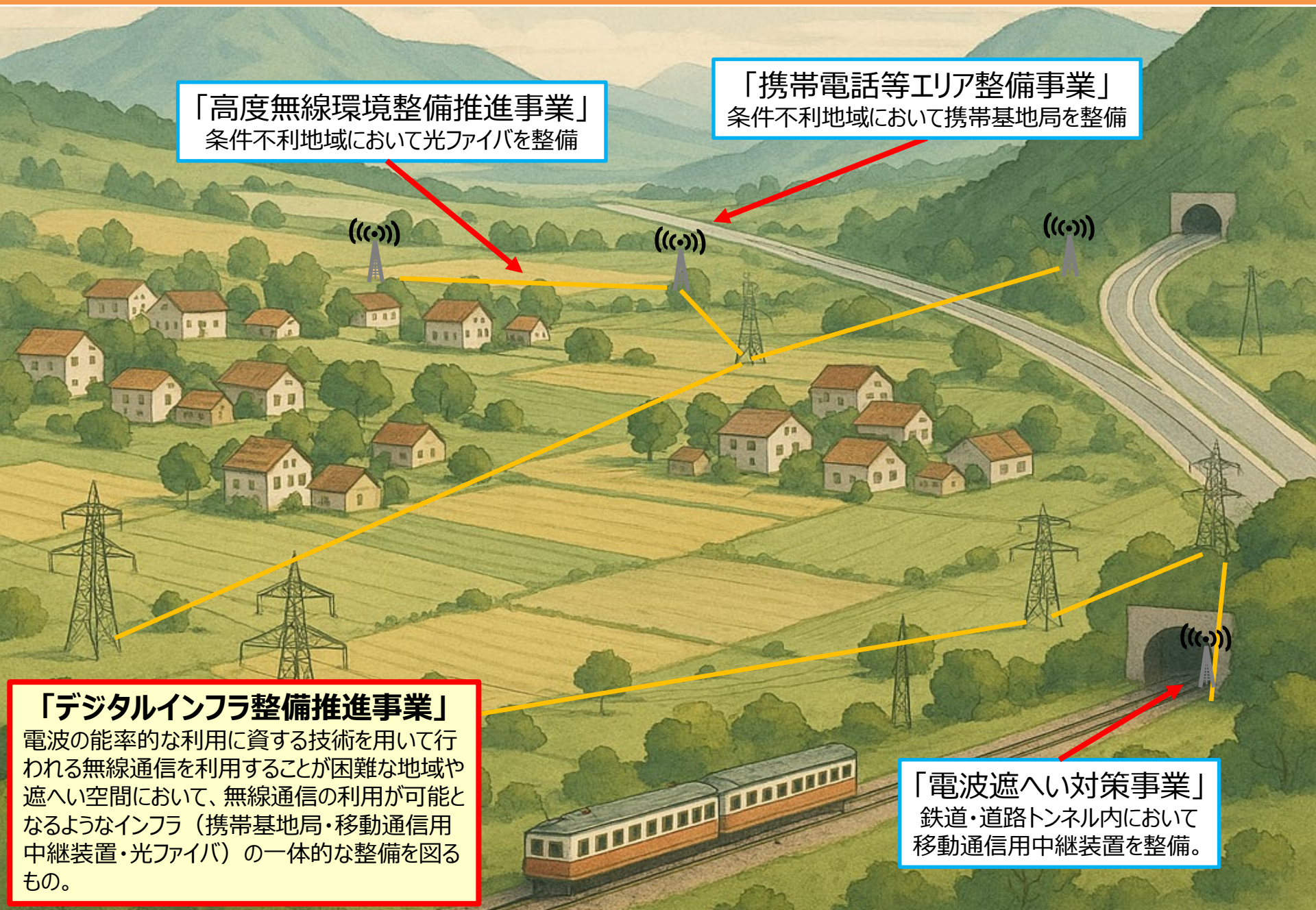
「高度無線環境整備推進事業」
条件不利地域において光ファイバを整備

「携帯電話等エリア整備事業」
条件不利地域において携帯基地局を整備

「デジタルインフラ整備推進事業」

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域や遮へい空間において、無線通信の利用が可能となるようなインフラ（携帯基地局・移動通信用中継装置・光ファイバ）の一体的な整備を図るもの。

「電波遮へい対策事業」
鉄道・道路トンネル内において移動通信用中継装置を整備。



デジタルインフラ整備推進事業

- ・地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）や遮へい空間において、電気通信事業者（地方公共団体等を含む。）が光ファイバや携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助

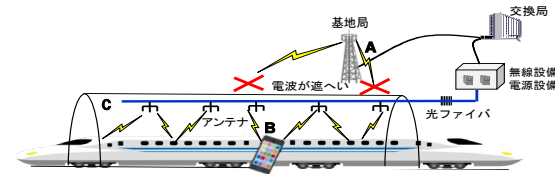
携帯電話基地局の整備加速化



○携帯電話等エリア整備事業

- ・条件不利地域において、携帯電話基地局の整備費用の一部を補助

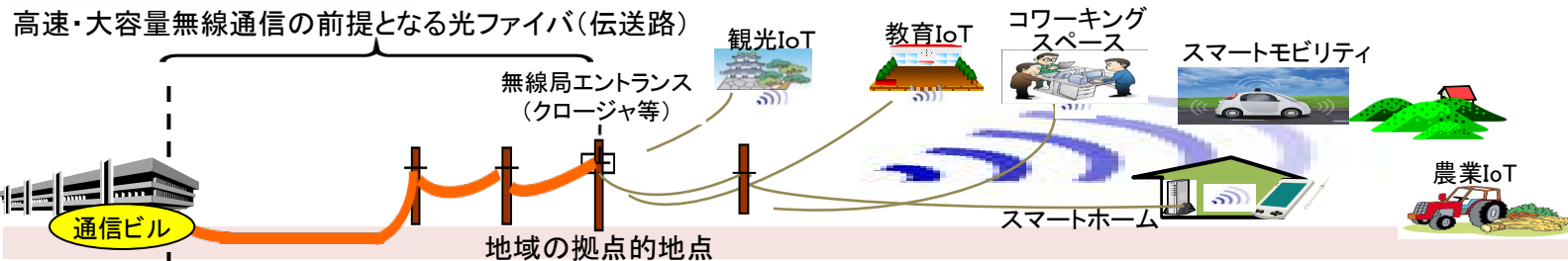
トンネルにおける移動通信用中継施設の整備加速化



○電波遮へい対策事業

- ・トンネルにおいて、移動通信用中継施設の整備費用の一部を補助

光ファイバの整備加速化



○高度無線環境整備推進事業

- ・条件不利地域において、光ファイバの整備費用等（離島地域における維持管理費用を含む）の一部を補助

デジタルインフラ整備推進事業 令和8年度要求額 49.7億円

（令和7年度予算額 39.9億円、令和6年度補正 25.3億円、令和6年度予算額 78.0億円、令和5年度補正 59.3億円）

※ 過年度の予算額は、旧施策の合計額を記載。

携帯電話等エリア整備事業

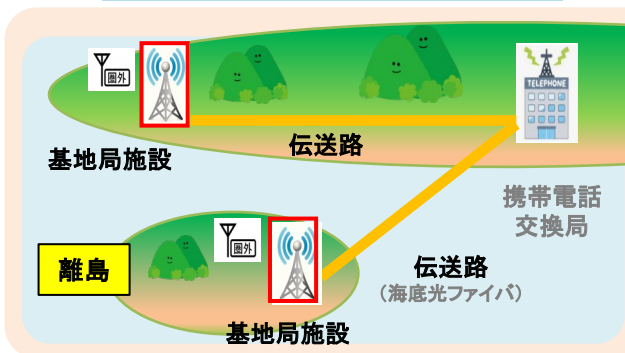
地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

補助メニュー	補助内容	補助率					
基地局施設整備 （４G等）	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	事業主体：地方公共団体					
		【１社整備】		【複数社整備】			
		国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
高度化施設整備 （５G）	４Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、５G基地局を設置する場合	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等					
		【１社整備】		【複数社整備】			
		国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3		

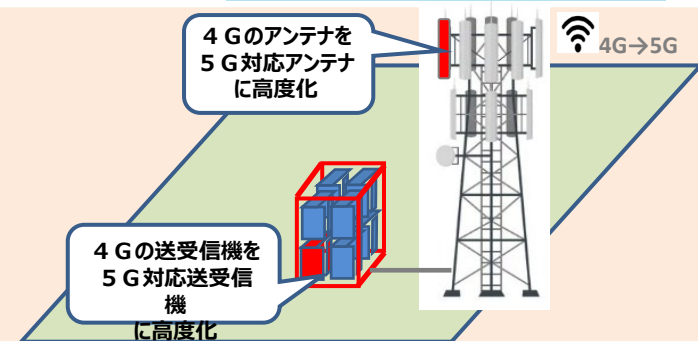
※伝送路施設の設置(光ファイバの設置)や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



(事業主体) 地方自治体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等、(事業スキーム) 補助事業

(補助対象) 電源設備、衛星回線設備、送受信設備等、(計画年度) 平成17年度～

電波遮へい対策事業

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

- ア 事業主体：一般社団法人、インフラシェアリング事業者等、地方公共団体(都道府県)
 イ 対象地域：鉄道トンネル、道路トンネル(高速道路、国直轄国道、緊急輸送道路 ※)
 ※緊急輸送道路のうち原発制圧道路に限り、500m未満のトンネルも対象
 ウ 補助対象：移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
 エ 負担割合：

(一般社団法人等が事業主体の場合)

【鉄道トンネル】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

【緊急輸送道路の道路トンネル※】

国 1/3	一般社団法人等 2/3
----------	----------------

※2 高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路

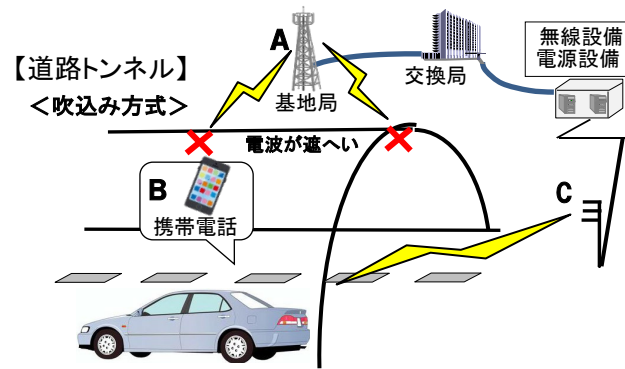
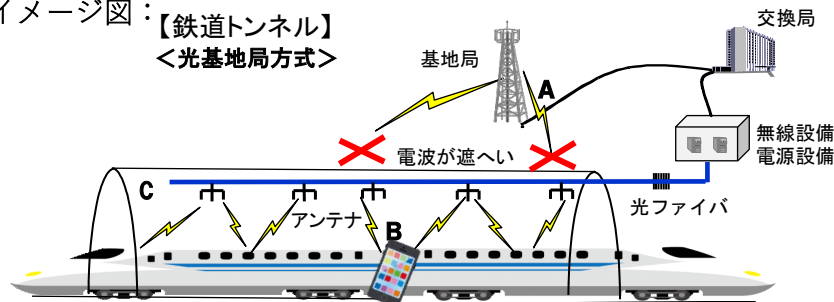
(地方公共団体が事業主体の場合)

【緊急輸送道路の道路トンネル※】

国 1/3	地公体 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	------------	----------------

オ：計画年度：平成11年～

カ イメージ図：【鉄道トンネル】
＜光基地局方式＞



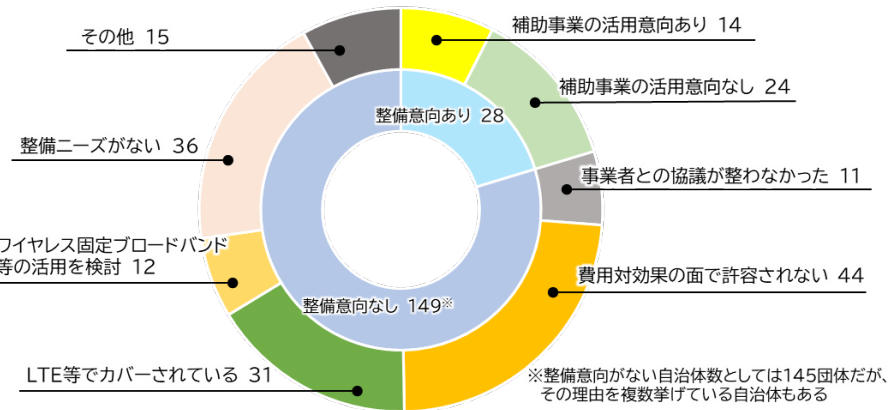
注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。

高度無線環境整備推進事業

施策の背景

光ファイバの整備率(世帯カバー率)

R7.1月実施のアンケートにおいて、未整備エリアがあると回答した自治体(183)の内訳



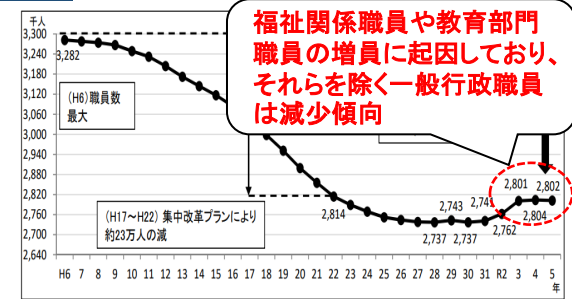
整備意向がある自治体が確実に事業を実施できるよう、補助事業による支援が必要

光ファイバ未整備エリア

希望するすべての地域において、大容量通信等の基盤となる伝送路設備の整備が必要

市町村職員数の推移

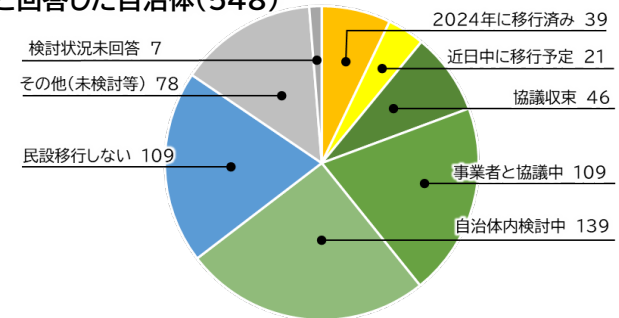
〈地方公共団体の職員数の推移(平成6年～令和5年)〉



(出典) 令和5年地方公共団体定員管理調査結果の概要(令和6年3月公表)

公設設備から民設への移行方針の状況

R7.1月実施のアンケートにおいて、公設設備を保有する・2024年に移行を実施したと回答した自治体(548)



自治体職員数が減少し人的負担が増す一方、民設移行を検討中の自治体が多く存在する状況

光ファイバ既整備エリア

通信サービスの安定性を確保するため、公設設備の民設移行が必要

高度無線環境整備推進事業

概要

- ・5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、電気通信事業者(地方公共団体等を含む。)が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合や、地方公共団体が所有する公設設備について、民間事業者や第3セクターへ譲渡した上で高度化(5G対応等)を図る場合等に、その費用の一部を補助する。
- ・また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合:

(自治体の場合)

【離島】*

国(※1)(※3) 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、
収支赤字の1/2(令和7年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※2)(※3) 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

(※1) 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乘せ

(※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(※3) 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4(離島)、
1/2(その他条件不利地域)

(第3セクター・民間事業者の場合)

【離島】

国(※1)(※4)(※5) 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※6) 3/4	3セク・民間 1/4
------------------	---------------

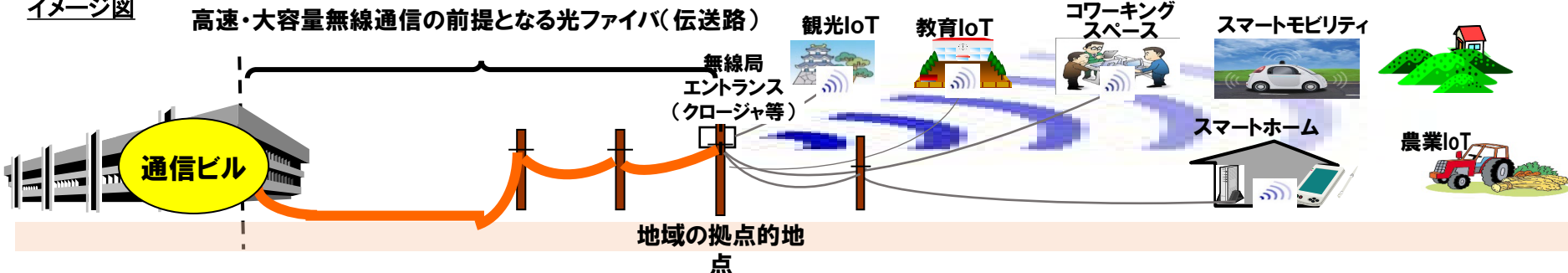
(※4) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4

(※5) 高度化を伴う更新を行う場合、3/4、
2/3(海底ケーブルの敷設を伴わない場合)

(※6) 高度化を伴う更新の場合、2/3

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



- ・ 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- ・ 本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。

離島向け維持管理費補助に係る支援措置の概要

- 離島においても、ICTを活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また、5G等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の1/2を補助する。

ア 申請主体： 離島（※）を有する地方公共団体（都道府県、市町村及びそれらの連携主体）

※離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域

イ 補助対象事業： 申請主体が自ら保有する離島内の伝送用専用線設備（当該離島内の局舎設備を含む。）及び当該離島に陸揚げされる海底伝送用専用線設備（両端の陸揚局等の局舎設備を含む。）を維持管理する事業

ウ 事業実施期間： 令和3年度から令和7年度まで （終了期限の延長を要望）

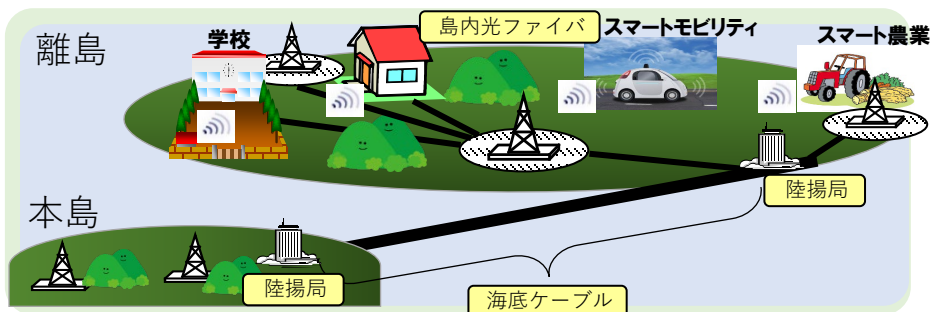
エ 補助対象経費： 離島伝送用専用線設備の維持管理に係る収支差額（赤字の場合のみ）

オ 負担割合：

国 1/2	地方公共団体（※） 1/2
----------	------------------

※市町村の負担について、特別交付税措置（措置率0.8）が講じられる。

イメージ図



高度無線環境整備推進事業(災害復旧事業)

- ・災害復旧事業の補助対象は、激甚災害に加え、暴風、洪水、高潮、地震、その他の自然災害(「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じるもの)。
- ・また、令和6年能登半島地震の災害復旧事業では、補助率を2/3にかさ上げたほか、当該地震により被害を受けた地域の伝送路設備等(総務省予算で過去に整備したもの以外の設備を含む)の復旧や、応急仮設住宅への伝送路設備等の整備を対象とし、地方自治体又は第三セクターの行う災害復旧事業に対して補助。

災害復旧事業の事業概要(現状スキーム)

ア 事業主体: 自治体、第3セクター、通信事業者

※通信事業者は恒常スキームのみ対象

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島等)

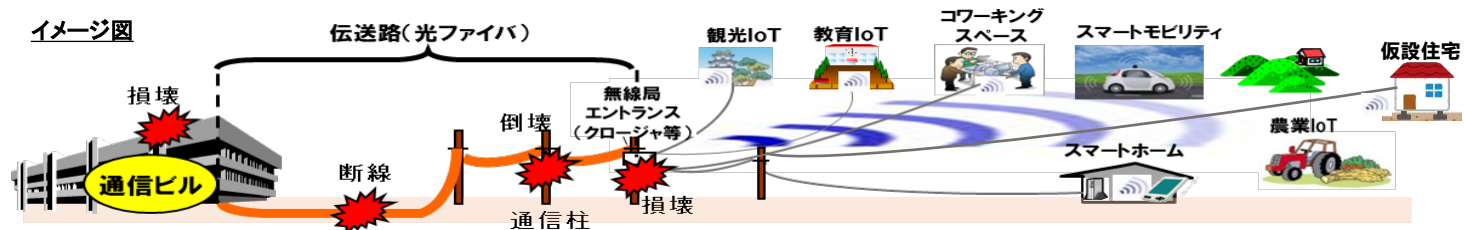
ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

※恒常スキームでは、過去に総務省の補助事業により整備したものに限る。

令和6年能登半島地震の復旧事業については、過去に総務省の補助事業で整備したもの以外の設備も対象。

※令和6年能登半島地震の復旧事業においては、応急仮設住宅への伝送路設備等の整備を対象化。

エ 補助率: 1/2(離島、令和6年能登半島地震の復旧事業:2/3)



【参考】公共土木施設災害復旧事業査定方針

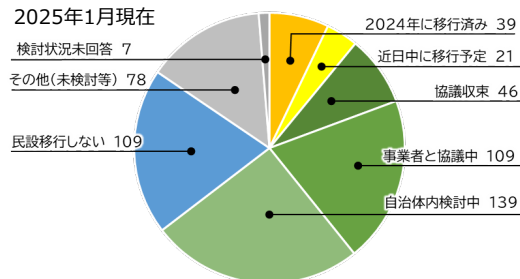
第三 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

- (一) 河川にあっては警戒水位(警戒水位の定めがない場合は河川高(低水位から天端までの高さをいう。)の五割程度の水位)以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
- (二) 河川以外の公共土木施設にあっては最大二十四時間雨量八十ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二十四時間雨量八十ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
- (三) 最大風速十五メートル以上の風により発生した災害
- (四) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの 等
- (五) 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあっては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害

光ファイバ設備に係る課題解決等に向けた調査研究

- ・条件不利地域において公設の光ファイバを有する自治体が相当数存在するところ、費用や人員の問題から維持管理が負担となっており、老朽化に対応した設備更改やサービス提供の継続が困難となる事態が懸念される。
- ・このような状況の中で地域通信手段を維持していくためには、**早期の民設移行が必要**であるところ、公設設備が古く、民設移行に際して高度化が必要になることや、移行に向けた検討事項が多岐にわたることが、課題になっている。
- ・設備の高度化費用については補助事業により財政的な支援を行っているが、本調査研究により電話相談によるサポート窓口を設置して実務面の支援も行うことで、**民設移行を一体的に支援し早期の実現を図る**。
- ・また、令和8年度から新たに、既存の移行事例において**民設移行の障壁となった事情等を個別自治体ヒアリングにより把握・分析を行い、得られるノウハウ等を整理して電話窓口でのサポートに活用**するとともに、総合通信局及び通信事業者等から構成される「**地域協議会**」などの場での共有や、民設移行事例集(令和6年10月公表)の内容の充実・改訂を図る。

公設設備から民設への移行方針の状況



※令和6年度当初予算で実施したアンケート調査より
※公設設備を保有又は公設設備を2024年に民設移行したと回答した548団体を集計

民設移行に際しての課題

- ・公設設備のスペック、仕様が民間事業者のサービス要件を満たさないため高度化が必要
- ・民設移行に当たり検討する事項が多岐にわたり、事務的コストが大きく、自治体に知見もない
- ・民設移行の先進事例や補助制度等の情報を適宜入手できるような窓口がほしい
- ・公設設備に放送用途が含まれており、通信事業者やケーブル事業者に移行できない

※令和6年度当初予算で実施したアンケート調査より

電話相談窓口

※令和7年度当初予算でも実施予定

自治体からの電話相談

民設移行を望む自治体が抱える課題を整理、伴走支援

進行中の民設移行を円滑に進める

事例集で整理済みの事例についても相談窓口で活用

電話相談から把握した課題等から得られた知見を、事例分析に活用

事例分析を行う中で把握した課題に対する解決策を相談対応に活用

地域協議会

民設移行方策の提案

自治体

移行の実現

事例の蓄積・横展開

民設移行事例集の事例追加・充実

民設移行の事例分析

※令和8年度から新たに実施

移行完了自治体への個別ヒアリング

移行の効果・パターン、課題の解決策や成功要因の整理

過去の民間移行から得られるノウハウを整理

事例分析を行うことで得られた優良事例を事例集に反映
既存の事例も深掘り内容を充実

公設光ファイバケーブル及び関連設備の 民間移行ガイドライン

公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行ガイドライン

(2020.5.8策定)
(2021.3.23改定)
(2025.5.30改定)

目的

- ✓ 地方における人口減少等や第二種交付金の交付開始も見据え、情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるため、地方公共団体（以下「自治体」という。）が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の円滑な民間移行に向けて、指針を示す。

基本的考え方

- ✓ 公設設備を保有する **自治体は**、財政的負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に考慮の上、自治体業務の簡素化・効率化を図り地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するため、**必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うこと**が望ましい。
- ✓ **民間電気通信事業者（以下「事業者」という。）は**、自治体の要望がある場合、**採算地域の公設設備に関しては積極的に譲渡を受け**ることが望ましい。また**不採算地域の設備に関しても**、支援措置の活用等を含む合理的判断に基づき、譲渡を受けることについて検討を行い、**条件が合致する場合には、譲渡を受けること**が望ましい。

対象主体・設備

- ✓ **自治体及び事業者を対象**
- ✓ 事業者のブロードバンドサービス業務に関わる光ファイバケーブル及び附帯設備を対象

協議の進め方

- ✓ 一般的に実施される協議の行程は次のとおり

- ① 基本条件の協議・確認
- ② 守秘義務協定の締結
- ③ 情報提供・採算性判断
- ④ 追加協議・事業者選定
- ⑤ 議会審議（予算措置）
- ⑥ 覚書締結
- ⑦ 第三者協議
- ⑧ 譲渡の事前準備
- ⑨ 議会審議（条件合意）
- ⑩ 仮契約締結
- ⑪ 財産処分手続
- ⑫ 譲渡契約の締結

民間移行に係る支援措置

《通信・放送の移行への支援措置》

- ✓ 事業者が公設設備の譲渡を受け5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能

高度無線環境整備推進事業

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

高度無線環境整備推進事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業は、5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能。

- ✓ 自治体の自己負担が必要な場合、過疎債や辺地債等も活用可能

《民間移行後の維持管理費》

- ✓ 民間移行後、料金収入や第二種交付金だけで設備の維持管理が困難な場合、自治体による負担金の支払が必要となる場合がある
- ✓ 当該負担金に対して、地域通信の確保のため、過疎対策事業債(ソフト分)を充当している自治体がある。ふるさと納税等により寄附を受けた財源等についても、当該負担金に活用可能である

《財産処分》

- ✓ 過去に総務省補助金で整備した場合、整備完了後10年以上の設備の無償譲渡は、総務省（総合通信局等）に報告を行うことで譲渡が可能

《事例集》

- ✓ 総務省HPで公表している「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」を活用することで、他団体の事例も参考としつつ、移行の検討を進めることが可能

《相談窓口》

- ✓ 支援が必要な場合、総務省基盤整備促進課に相談すること

【参考】民設民営のメリット

安価で効率的な設備整備・運用が可能

- 整備・運用ノウハウがあるため、効率的な工事・運用が可能。
- 材料調達費用等においてスケールメリットが働き安価に調達が可能。
- 自治体が整備費用や維持管理費用等を負担し続ける必要がない。

災害時等の迅速な復旧等が可能

- 被災時に柔軟かつ迅速な復旧対応が可能（公設の場合、自治体と事業者間の事前調整や自治体内の予算措置等の手続が発生）。

柔軟なサービス提供が可能

- 運用ノウハウがあるため、柔軟なサービス提供を行いやすく、他事業者との連携・設備共用等もスムーズ。

各論

- ① 利用料金の扱い
- ② 電柱の添架位置
- ③ 自治体保有用地の長期利用
- ④ 自治体独自サービス
- ⑤ 負担金
- ⑥ 譲渡に係る協議期間
- ⑦ 住民への説明
- ⑧ 民間移行に要する費用

民間移行ガイドラインの主な改定内容について

今回の民間移行ガイドライン改定における、主な記載拡充は以下の通り。

ガイドラインの目的（P3）

早期の移行が重要である背景として、第二種交付金の交付開始を追記

- ✓ 電気通信事業法の改正（令和5年6月施行）により、一定のブロードバンドサービスがユニバーサルサービスとして位置づけられた。
- ✓ 令和8年度からの交付開始が想定されている第二種交付金は公設設備の民間移行促進を副次的効果として狙うものであり、公設設備の維持管理に係る地方公共団体の費用負担等を軽減するためには、早期の民間移行実現がこれまで以上に重要。

民間移行に係る支援措置（P9～13）

通信・放送の民間移行への支援措置に係る記載を拡充

- ✓ 高度無線環境整備推進事業について、令和7年度当初予算・令和6年度補正予算においては補助率のかさ上げ、公設高度化を補助メニューに追加。
- ✓ ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業により、放送設備の民間移行についても支援を実施。
- ✓ 第二種交付金の交付が開始された後は、民間移行後の通信設備に係る維持管理費の一部が補填され得る。

公設設備を事業者に譲渡する際の国庫納付に係る記載を拡充

- ✓ 民間移行を促進するため、公設設備の新規整備から10年を経過せずとも国庫納付は不要とするよう条件を緩和。

（※）放送設備についても同様の緩和を実施。

各論（P14～18）

譲渡に要する協議期間に係る記載を拡充

- ✓ 公設設備の配置変更をその都度図面に落とし込むなど適切な帳簿等管理がなされている場合、移行時の現況調査も簡便に済み、占用許可の承継を円滑に実施することが可能。
- ✓ 適切に管理されていない場合、円滑な承継ができず移行に長期間を要することが見込まれるため、地方公共団体自身が道路管理者である場合は事前に内部で情報共有する等により、手続き期間の短縮を図ることが望ましい。

事例集の活用（P19）

事例集の活用について記載を追加

- ✓ 総務省HPで公表している「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」も活用し、他団体の事例も参考としつつ移行の検討を進めることが望ましい。

公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集について

- 既に自治体が光ファイバを整備した地域においては、人口減少等が進展する中で、自治体の費用負担や人員不足等の問題から、老朽化に対応した設備更改やサービス提供の継続が困難となる事態が懸念されるため、公設設備の民設移行を図る必要。
- そのため総務省では、成功事例の横展開を図り公設光ファイバの民間移行を一層促進するため、これまで民間移行を実施した自治体の事例集を作成し、総務省HPに公開した。（掲載自治体数：19自治体 掲載日：2024年10月31日）

参考事例

12 岐阜県飛騨市

通信

飛騨市

→中部テレコミュニケーション

放送

飛騨市

→中部テレコミュニケーション

地域イントラ

飛騨市

→中部テレコミュニケーション

1. 基本情報

人口：22,106（2024年1月）

条件不利地域：過疎地、特定農山村、豪雪

提供可能世帯数：約2,200（移行時点）

移行時期：2022年4月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用、
管理に係る人的な業務負担 等

事業者との協議期間：2年3ヶ月

岐阜県飛騨市役所総務部総務課

0577-73-7462

jyoho@city.hida.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・市が求めるサービスの条件に合致する譲渡先事業者をプロポーザルで選定
- ・関係各所に事前相談を実施することで、可能な限り手続きに係る時間を短縮

- ・テレビのみのプランの維持、ラジオ放送の有無を考慮し譲渡先事業者を検討する必要があった。



- ・ケーブルテレビ事業の方向性について、将来的に民間移行を見据え方向を模索するという長期計画を策定し、これに基づいて時間をかけて地元内外の事業者と協議を実施した。
- ・その上で、市が要望する基本事項で合意可能な譲渡先事業者をプロポーザルで選定。追加事項等は連携協定締結後の月2～3回程度の協議の中で調整した。
- ・テレビのみのプランは新設したが、住民説明も実施の上でラジオ放送は廃止した。

- ・平成16年の市町村合併前の書類が残っていない場合も多く、財産の譲渡の書類作成が難航した。
- ・国土交通省や県の道路占用や、電力会社や通信会社に対する伝送路の共架や添架関係の処理などの手続きに時間を要した。



- ・補助金により整備した資産の譲渡については事前に総務省や農林水産省に相談し、スムーズに進められるようにした。
- ・手続きが漏れていたものについても、発覚次第定例会議で共有し、早期に対策を行うことにより対応した。